

○逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱

平成24年4月1日

逗子市要綱

改正 平成25年4月1日要綱

平成28年4月1日要綱

令和3年4月1日要綱

逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱（平成19年10月2日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、木造住宅の耐震化を図ることにより震災に強いまちづくりを推進するため、地域住宅計画（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成17年法律第79号）第6条第1項の規定に基づき作成された地域住宅計画をいう。）に基づき行う耐震診断、耐震改修工事等及び耐震シェルター等の設置の費用に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 木造住宅 昭和56年5月31日以前に建築確認を得て着工した地上2階建て以下の戸建住宅（兼用住宅を含む。）をいう。
- （2） 簡易耐震診断・簡易耐震診断結果報告書 湘南三浦建築設計協会が認めた者（以下「耐震部会員」という。）が、木造住宅の耐震診断と補強方法（国土交通省住宅局建築指導課監修、財団法人日本建築防災協会（昭和54年4月2日に財団法人日本建築防災協会という名称で設立された法人をいう。）発行）の「誰でもできるわが家の耐震診断」に準じて行う現地調査（以下「簡易耐震診断」という。）と、それにより作成する報告書をいう。
- （3） 一般耐震診断・一般耐震診断結果報告書 耐震部会員が、木造住宅の耐震診断と補強方法に準じて行う一般耐震診断（以下「一般耐震診断」という。）と、それにより作成する報告書をいう。
- （4） 耐震改修計画書 一般耐震診断により作成する耐震改修計画書をいう。

- (5) 耐震補強設計図書 耐震改修計画書に基づき耐震部会員が作成する耐震補強工事を施工するために必要な工事図面、仕様書等をいう。
- (6) 耐震補強工事 耐震部会員による耐震補強設計図書及び耐震補強工事に係る監理に基づき、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する許可（建築工事業又は大工工事業に限る。）を受けた者が行う、一般耐震診断による総合評点が1.0未満の木造住宅を、総合評点1.0以上に補強する工事をいう。
- (7) 耐震補強工事に係る監理 耐震部会員が耐震補強工事の施工に関し行う中間検査、完了検査及び監理報告書の作成をいう。
- (8) 耐震シェルター等 地震発生時に居住している住宅の倒壊から自らの命を守るための装置で、公的機関により耐震実験を行い、安全性の評価を受けた耐震シェルター又は防災ベッドをいう。

（平成25年4月1日・一部改正）

（補助金の種類及び対象経費）

第3条 補助金の種類は次のものとする。

- (1) 簡易耐震診断補助金 簡易耐震診断結果報告書の作成に係る経費に対する補助金をいう。
- (2) 一般耐震診断補助金 一般耐震診断結果報告書及び耐震改修計画書の作成に係る経費に対する補助金をいう。
- (3) 耐震補強工事等補助金 耐震補強設計図書の作成、耐震補強工事に係る監理及び耐震補強工事に係る経費に対する補助金をいう。
- (4) 耐震シェルター等補助金 耐震シェルター又は防災ベッドを設置する経費に対する補助金をいう。

（補助対象となる木造住宅）

第4条 補助の対象となる木造住宅は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する木造住宅で、自己が所有し、かつ、現に自己の居住の用に供するもの（その所有し、かつ、現に居住の用に供する木造住宅が2以上ある場合は、主たる居住の用に供すると認められる一の木造住宅に限る。）。ただし、当該木造住宅が逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（平成28年4月1日施行）第2条第2号本文に規定する沿道建築物の場合は、自己の居住の用に供することを要しない。

- (2) 兼用住宅にあつては、延べ床面積の2分の1以上を住宅の用に供するもの
- (3) 耐震補強工事等補助金においては、一般耐震診断で総合評点が1.0未満のもの。  
耐震シェルター等補助金においては、簡易耐震診断又は一般耐震診断で総合評点が1.0未満のもの
- (4) 過去にこの要綱(廃止前の逗子市木造住宅簡易耐震診断事業補助金交付要綱(平成16年4月1日施行)及び改正前の逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱(平成19年10月2日施行)を含む。)による同一種類の補助金の交付を受けていないもの

(平成28年4月1日・一部改正)

(補助対象となる者)

第5条 この要綱において、補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市に住所を有する者で前条に規定する木造住宅を自ら所有し、かつ、現に自己の居住の用に供する者。ただし、当該木造住宅が逗子市緊急輸送道路の沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱(平成28年4月1日施行)第2条第2号本文に規定する沿道建築物の場合は、自己の居住の用に供することを要しない。
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 交付決定通知日以降、その年度の2月末日までに耐震補強工事又は耐震シェルター等の設置を完了し、及び完了実績報告書を提出することができる者
- (4) 耐震シェルター等補助金においては、過去にこの要綱による当該補助金の交付を受けていない者

(平成28年4月1日・一部改正)

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 簡易耐震診断補助金 これに要する経費の4分の3の額とし、1万5千円を限度とする。
- (2) 一般耐震診断補助金 これに要する経費の7分の4の額とし、4万円を限度とする。

(3) 耐震補強工事等補助金 これに要する経費の2分の1の額とし、50万円を限度とする。

(4) 耐震シェルター等補助金 これに要する経費の2分の1の額とし、25万円を限度とする。

2 前項各号の規定により算出したそれぞれの補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(平成25年4月1日・一部改正)

(補助金の交付申請)

第7条 簡易耐震診断補助金及び一般耐震診断補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断補助金交付申請書(第1号様式)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 建築確認通知書(写)
- (2) 建物平面図
- (3) 市税納付状況等確同意書
- (4) その他市長が必要があると認める書類

2 耐震補強工事等補助金の交付を受けようとする者は、耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付申請書(第2号様式)に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 一般耐震診断結果報告書
- (2) 耐震改修計画書
- (3) その他市長が必要があると認める書類

3 耐震シェルター等補助金の交付を受けようとする者は、耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付申請書に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 簡易耐震診断結果報告書又は一般耐震診断結果報告書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

4 前3項の規定による申請は、国が指定する社会資本整備総合交付金の当該年度最終変更申請日若しくは当該年度1月末日までのいずれか早い日までに行わなければならない。

(平成28年4月1日・一部改正)

(交付決定の通知等)

第8条 市長は、前条第1項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果を耐震診断補助金交付決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前条第2項及び第3項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果を耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により補助金の交付を決定する場合において必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

（事業計画の変更等の承認）

第9条 前条第1項及び第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、補助事業の内容を変更し、又は取り下げようとする場合は、計画変更等申請書（第5号様式）を市長に速やかに提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、その結果を計画変更等承認通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（着手届）

第10条 第8条第2項の規定による交付決定の通知を受けた者は、耐震補強工事に着手しようとするときは、耐震補強工事等着手届（第7号様式）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震補強設計図書
- (2) 耐震補強工事に係る見積書の写し
- (3) 工事監理契約書の写し
- (4) 工事契約を証するものの写し
- (5) 当該耐震補強工事を契約した者の建設業許可書の写し

（完了実績報告書）

第11条 耐震補強工事を完了した者は、耐震補強工事等完了実績報告書（第8号様式）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事監理報告書
- (2) 工事管理写真
- (3) 当該耐震補強工事を契約した者が作成した耐震補強工事に係る工事費用内訳書
- (4) 領収書の写し

(5) その他市長が必要があると認める書類

2 耐震シェルター又は防災ベッドの設置を完了した者は、耐震シェルター等設置完了実績報告書（第9号様式）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 写真

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要があると認める書類

3 前2項の完了実績報告書は、耐震補強工事又は耐震シェルター等の設置完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定通知)

第12条 市長は、前条の完了実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を決定し、補助金確定通知書（第10号様式）により通知するものとする。

(補助金の請求等)

第13条 簡易耐震診断補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断補助金交付請求書（第11号様式）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 簡易耐震診断結果報告書

(2) 領収書の写し

(3) その他市長が必要があると認める書類

2 一般耐震診断補助金の交付を受けようとする者は、耐震診断補助金交付請求書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 一般耐震診断結果報告書

(2) 耐震改修計画書

(3) 領収書の写し

(4) その他市長が必要があると認める書類

3 耐震補強工事等補助金及び耐震シェルター等補助金の交付を受けようとする者は、第11条の完了実績報告書を提出した後に耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付請求書（第12号様式）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前3項の規定による支払の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第14条 市長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により交付の決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定に基づき補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書（第13号様式）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の全部又は一部について交付の決定を取り消した場合において当該取消しに係る補助金が既に交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(逗子市木造住宅簡易耐震診断事業補助金交付要綱の廃止)

2 逗子市木造住宅簡易耐震診断事業補助金交付要綱は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の際現に廃止前の逗子市木造住宅簡易耐震診断事業補助金交付要綱の規定により行われた簡易耐震診断又は改正前の逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱の規定により行われた一般耐震診断は、この要綱の規定により行われた簡易耐震診断又は一般耐震診断とみなす。

附 則（平成25年4月1日）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日抄）

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に使用している各様式については、当分の間これを取り替  
い使用することができる。



第2号様式（第7条関係）

耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付申請書

年 月 日

逗子市長

申請者 住所 逗子市

ふりがな

氏名

電話 ( )

逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第7条第2項又は第3項の規定により補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

補助金の対象となる行為		耐震補強工事等 ・ 耐震シェルター等			
対象建築物	所在地	逗子市			
	築年月日	年 月 日			
	総合評点	簡易耐震診断		一般耐震診断	
予定額	補強設計費	円			
	工事費（設置費）等	円			
	工事監理費	円			
	合計額	円			
交付申請予定額		円			
添付書類		<input type="checkbox"/> 簡易診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 一般診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 耐震改修計画書 <input type="checkbox"/> その他 ( )			

第3号様式（第8条関係）

耐震診断補助金交付決定通知書

年 月 日	
様	
逗子市長 <span style="float: right;">印</span>	
年 月 日付で申請のあった耐震診断補助金の交付について次のとおり決定したので逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。	
補助金の対象となる行為	簡易耐震診断 ・ 一般耐震診断
対象建築物の所在地	逗子市
所有者の氏名	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
交付決定額	円
交付しない理由	
備考	

第4号様式（第8条関係）

耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付決定通知書

年 月 日

様

逗子市長

印

年 月 日付で申請のあった耐震補強工事等補助金の交付について次のとおり決定したので、逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

補助金の対象となる行為	耐震補強工事 ・ 耐震シェルター等
対象建築物の所在地	逗子市
所有者の氏名	
決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない
交付しない理由	
交付決定額	完了実績報告書（第8号様式）の提出後、補助金確定通知書（第10号様式）により決定する。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補強工事の申請内容に変更が生じた場合又は申請を取り下げ る場合は、計画変更等申請書を市長に提出してください。</li> <li>2 補強工事に着手しようとするときは、耐震補強工事等着手届 を市長に提出してください。</li> <li>3 補強工事又は耐震シェルター等の設置が完了した日から起算 して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する年度の 2月末日のいずれか早い日までに耐震補強工事等完了実績報告 書を市長に提出してください。</li> </ol>

第5号様式（第9条関係）

計画変更等申請書

年 月 日

逗子市長

申請者 住所 逗子市

ふりがな

氏名

電話 ( )

年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた補助事業の（変更・取下げ）をしたいので、逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

補助金の対象となる行為	<input type="checkbox"/> 簡易耐震診断 <input type="checkbox"/> 一般耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震補強工事等 <input type="checkbox"/> 耐震シェルター等
対象建築物の所在地	逗子市
所有者の氏名	
変更・取下げ区分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 取下げ
変更内容又は取下げの理由	
備考	

第6号様式（第9条関係）

計画変更等承認通知書

年 月 日	
様	
逗子市長 印	
年 月 日付けで申請のあった補助事業の計画変更等について次のとおり決定したので逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。	
補助金の対象となる行為	<input type="checkbox"/> 簡易耐震診断 <input type="checkbox"/> 一般耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震補強工事等 <input type="checkbox"/> 耐震シェルター等
対象建築物の所在地	逗子市
所有者の氏名	
決定区分	<input type="checkbox"/> 変更を承認する <input type="checkbox"/> 変更を承認しない <input type="checkbox"/> 取下げ
変更後の交付決定額	円
承認しない理由	
備考	

第7号様式（第10条関係）

耐震補強工事等着手届

年 月 日	
逗子市長	
申請者 住所 逗子市 ふりがな 氏名 電話 (      )	
年 月 日付けで補助金の交付決定を受けた耐震補強工事等補助金について 次のとおり補強工事等に着手するため、逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第 10条の規定により関係書類を添えて届け出ます。	
対象建築物の所在地	逗子市
所有者の氏名	
工事 施 工 業 者	会社名
	代表者氏名
	事業所名
	所在地
	電話番号
建設業許可番号	
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
添付書類	<input type="checkbox"/> 耐震補強設計図書 <input type="checkbox"/> 耐震補強工事に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> 工事監理契約書の写し <input type="checkbox"/> 工事契約を証するものの写し <input type="checkbox"/> 当該耐震補強工事を契約した者の建設業許可書の写し
備考	



第9号様式（第11条関係）

耐震シェルター等設置完了実績報告書

年 月 日	
逗子市長	
申請者 住所 逗子市	
ふりがな	
氏名	
電話 ( )	
年 月 日付で補助金の交付（変更）の決定を受けた耐震シェルター等の設置が完了したので、逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり報告します。	
対象建築物の所在地	逗子市
所有者の氏名	
完了年月日	年 月 日
設置費	円
添付書類	<input type="checkbox"/> 写真（設置状況が分かるもの） <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )

第10号様式（第12条関係）

補助金確定通知書

年 月 日

様

逗子市長



年 月 日付で完了実績報告書の提出があった耐震補強工事等補助金・耐震シェルター等補助金について次のとおり補助金が確定したので、逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

対象建築物の所在地	逗子市
所有者の氏名	
補助金確定額	円
備考	

第11号様式（第13条関係）

耐震診断補助金交付請求書

		年 月 日
逗子市長  申請者 住所 逗子市 ふりがな 氏名 電話 ( )		
年 月 日付で補助金の交付（変更）の決定を受けた耐震診断が完了したので、逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第13条の規定により関係書類を添えて次のとおり補助金の交付を請求します。		
対象建築物の所在地	逗子市	
所有者の氏名		
完了年月日	年 月 日	
請求額	円	
振込口座	金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 (出張所)
	口座種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	口座番号	
	(フリガナ)	
	口座名義人	
添付書類	<input type="checkbox"/> 簡易耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 一般耐震診断結果報告書 <input type="checkbox"/> 耐震改修計画書 <input type="checkbox"/> 領収書の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )	

第12号様式（第13条関係）

耐震補強工事等・耐震シェルター等補助金交付請求書

年 月 日		
逗子市長		
申請者 住所 逗子市 ふりがな 氏名 電話 ( )		
年 月 日付で補助金確定通知を受けた補助金について逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第13条第3項の規定により次のとおり補助金の交付を請求します。		
対象建築物の所在地	逗子市	
所有者の氏名		
請求額	円	
振込口座	金融機関	銀行 本店 信用金庫 支店 信用組合 (出張所)
	口座種目	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 <input type="checkbox"/> その他 ( )
	口座番号	
	(フリガナ)	
口座名義人		
備考		

第13号様式（第14条関係）

補助金交付決定取消通知書

年 月 日	
様	
逗子市長 	
年 月 日付で交付を決定した補助金について逗子市木造住宅耐震改修事業補助金交付要綱第14条の規定により交付を取り消したので、通知します。	
補助金の対象となる行為	<input type="checkbox"/> 簡易耐震診断 <input type="checkbox"/> 一般耐震診断 <input type="checkbox"/> 耐震補強工事等 <input type="checkbox"/> 耐震シェルター等
取消しの理由	
備考	

第1号様式（第7条関係）

（令和3年4月1日・一部改正）

第2号様式（第7条関係）

（平成25年4月1日・全改、令和3年4月1日・一部改正）

第3号様式（第8条関係）

第4号様式（第8条関係）

（平成25年4月1日・全改）

第5号様式（第9条関係）

（令和3年4月1日・一部改正）

第6号様式（第9条関係）

第7号様式（第10条関係）

（令和3年4月1日・一部改正）

第8号様式（第11条関係）

（令和3年4月1日・一部改正）

第9号様式（第11条関係）

（令和3年4月1日・一部改正）

第10号様式（第12条関係）

第11号様式（第13条関係）

（令和3年4月1日・一部改正）

第12号様式（第13条関係）

（令和3年4月1日・一部改正）

第13号様式（第14条関係）